

(趣旨)

第1条 この内規は、東京都市大学動物実験規程第5条第2項に基づき、委員会の運営について定める。

(委員会の成立)

第2条 委員会は委員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決)

第3条 議決は出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第3者に漏洩してはならない。

(審査)

第5条 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には加わらないこととする。

第6条 委員は、自らが管理者となる飼養保管施設、実験室の審査には加わらないこととする。

(所管)

第7条 この内規の所管部署は、事務局研究推進部産学官連携センターとする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、研究委員会の承認を得るものとする。

付 則 (令和4年3月31日)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。